



▲ 新居浜選鉱場跡・住友山田社宅跡(新居浜市提供)

CONTENTS

知っておきたい！退職後の共済制度 …… 2
住所変更の届出はお忘れなく
退職予定者の皆さま
年金者連盟に加入しませんか？ …… 6
医療機関の適正受診にご協力ください …… 7
メタボ脱出レポートー令和元年度特定保健指導の
結果を報告します！ …… 8

保健課からのお知らせ・
こころとからだの健康相談 …… 9
標準報酬月額Q&A-養育特例とは？ …… 10
就職シーズン
被扶養者の取消手続をお忘れなく！ …… 12
入学・修学貸付 随時受付中です！ …… 13
在職中の障害年金について …… 14
えひめ共済会館の新型コロナウイルス対策 …… 15

愛媛県市町村職員共済組合

<http://www.ehime-kyosai.jp/>

—ご家族でご覧ください—

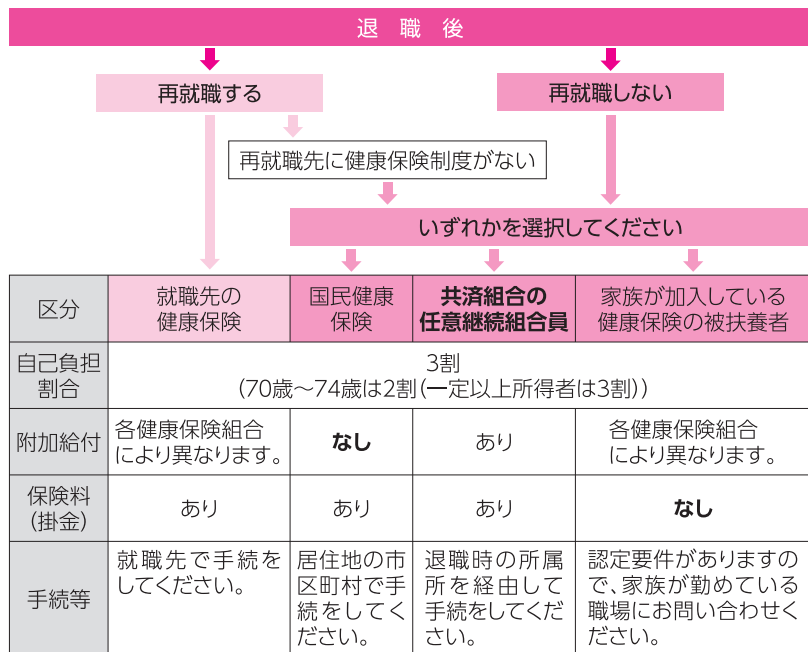


知っておきたい！

退職後の共済制度

退職間近の組合員の皆さまを対象に、退職後の生活設計の参考としていただきたく、退職後に加入する医療保険制度(主に共済組合の任意継続組合員制度)、また、年金の支給開始年齢や仕組み等一般的な事項についてご紹介します。

なお、例年開催している退職予定者相談会につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、今年度は中止といたしました。相談会での使用を予定していた「令和2年度退職予定者相談会資料」の送付を希望される方は、所属所の共済組合事務担当課を通じて、共済組合までご連絡ください。



ご注意ください

60歳未満の被扶養配偶者がいる場合

組合員が退職後、再就職しない場合には、その被扶養配偶者(60歳未満の者)は国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者に種別が変更となり、国民年金の保険料を納付する必要があります。

手続については、居住地の市区町村役場にご照会ください。

医療保険

退職すると、退職日の翌日から組合員の資格がなくなりますので、上図のいずれかの医療保険制度への加入手続を行う必要があります。

今号では、共済組合の任意継続組合員制度について説明します。

任意継続組合員制度とは？

退職後も在職中と同様に短期(医療)給付(休業給付は除く。)と共済貯金などの福祉事業の一部について適用を受けることができる制度です。

【加入要件】

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であったこと。

【申請手続】

退職の日から20日以内に、退職時の所属所を経由して「任意継続組合員資格取得申出書」を提出してください。

【加入できる期間】

2年間を限度とし、申出により途中で脱退することもできます。

【掛金について】

短期給付に必要な費用は、組合員と

地方公共団体が折半により負担することとされていますが、退職後、任意継続組合員となった場合は、地方公共団体の負担分を含めた全額が組合員の負担となります。

また、40歳以上65歳未満の方は、介護保険の保険料の納付が必要です。

掛金額の算定方法については、次頁を参照してください。

【掛金の納付方法】

①毎月払い②半年前納③1年前納(年度単位)の3通りの方法があり、②半年前納、③1年前納については、割引制度が適用されます。納付忘れを防ぐためにもお得な前納払いをぜひご利用ください。

【任意継続組合員証の交付について】

「任意継続組合員資格取得申出書」を受理後、「振込依頼書」(掛金の納付書)等を共済組合届出住所に送付しますので、納付書に記載の期限までに、**金融機関等の窓口**にてお振込みください。共済組合で入金を確認後、任意継続組合員証を組合届出住所に送付いたします。

【被扶養者について】

退職時に被扶養者として認定されていた方は、認定要件に変更がなければ、引き続き被扶養者として認定が受けられます。

お願い

組合員証の返納は速やかに!

退職日の翌日以降、組合員証は使用できなくなりますので、退職の際には必ず「組合員証」を所属所の共済組合事務担当課(係)を經由して共済組合へ返納してください。

また、「組合員被扶養者証」、「高齢受給者証」、「特定疾病療養受療証」及び「限度額適用認定証」が交付されている場合は、併せて返納してください。

任意継続と国保どちらに加入するほうが有利?

医療給付については、前述のとおり、医療費の自己負担割合は各健康保険制度で全て同じとなっています。ただし、自己負担額が基準額を超えた場合、任意継続組合員制度(以下「任意継続」という。)では一部負担金払戻金等の附加給付が受けられるので、当該給付のない国民健康保険(以下「国保」という。)と比べ、給付面では有利であると言えます。

一方、費用面では、任意継続は常に退職時の標準報酬月額と平均標準報酬月額との比較により保険料を算出しますが、国保は常に前年の収入を基に保険料を算定するため、1年目は高額となり2年目は下がるケースが多いようです。

また、国保の保険料は世帯ごとに算

任意継続掛金の算定式

次の①、②のいずれか低い額に掛金率を乗じて求めます。

- ①退職時の掛金の標準となった標準報酬月額
- ②平均標準報酬月額 360,000円
(令和2年9月末現在における現職組合員の平均標準報酬月額)



- *1. 介護掛金は、40歳以上65歳未満の方が納付することとなります。
- *2. 掛金率及び平均標準報酬月額は、年度によって変わる場合があります。

出され、上限額も設定されていることから、既に国保に加入されているご家族がいる場合は、保険料の追加が少額で済むケースがありますので、市区町村の国保担当窓口にてご確認ください。

退職後1年目は任意継続に加入し、2年目は国保に切り替えることもできますので、「自身やご家族の状況に合わせて選択してください。」

※国保など他の医療保険制度に一度加入されますと、その後任意継続に加入することはできませんので、ご注意ください。

令和3年度任意継続掛金(短期掛金・介護掛金)について

令和3年度の任意継続組合員に係る掛金額(年額)は下表のとおりとなります。

退職時の標準報酬月額	① 毎月払い		② 半年前納		③ 1年前納	
	短期掛金	介護掛金	短期掛金	介護掛金	短期掛金	介護掛金
160,000円	185,664円	34,092円	183,856円	33,760円	182,368円	33,487円
170,000円	197,268円	36,228円	195,347円	35,875円	193,766円	35,585円
180,000円	208,872円	38,352円	206,838円	37,978円	205,164円	37,671円
190,000円	220,476円	40,488円	218,329円	40,094円	216,562円	39,769円
200,000円	232,080円	42,624円	229,819円	42,209円	227,960円	41,867円
220,000円	255,288円	46,884円	252,801円	46,428円	250,756円	46,052円
240,000円	278,496円	51,144円	275,783円	50,646円	273,552円	50,236円
260,000円	301,704円	55,404円	298,766円	54,864円	296,348円	54,420円
280,000円	324,912円	59,664円	321,747円	59,083円	319,144円	58,605円
300,000円	348,120円	63,936円	344,729円	63,313円	341,940円	62,801円
320,000円	371,328円	68,196円	367,711円	67,532円	364,736円	66,985円
340,000円	394,536円	72,456円	390,693円	71,750円	387,532円	71,170円
360,000円以上	417,744円	76,716円	413,674円	75,968円	410,328円	75,354円

- *1. 令和3年4月に資格取得した場合の掛金額です。
- *2. 半年又は1年前納の場合には、割引が適用されます。
- *3. 退職時の標準報酬月額が150,000円以下の場合は、上記の算定式にて計算してください。

年金

【令和2年度に退職する方の場合】

平成27年10月から被用者年金は一元化され、共済年金は厚生年金に統一されています。

これにより平成27年10月以降に受給権が発生する方は、「老齢厚生年金」と「退職共済年金(経過的職域加算額)(注1)」をご請求いただくこととなりますので、その請求方法等についてご案内します。

年金の決定請求について

昭和28年4月2日以降生まれの一般組合員は年金の支給開始年齢が段階的に65歳へと引き上げられる(注2)こととなっています。

今年の3月末で定年退職となる昭和35年度生まれの一般組合員については、64歳が支給開始年齢となります。

支給開始年齢に到達し老齢厚生年金等の受給権が発生する場合は、年金の請求をしていただくこととなりますが、組合員資格を有した状態で在職中(以下、組合員として在職中という。)の方とそうでない方では取り扱いが異なります。

受給権発生時に**組合員として在職中**の方は、所属所から渡される年金請求書を受給権発生後、所属所を経由して

速やかに共済組合にご提出ください。

それ以外の方は、受給権発生時の3か月前に共済組合又は日本年金機構等から自宅へ送付される年金請求書を、共済組合又は年金事務所等にご提出ください。

年金は支給開始年齢到達月の翌月分から支給されます。

ただし、「老齢厚生年金」については、組合員として在職中の方や、退職後に再就職し厚生年金保険に加入している方は、その標準報酬月額等に応じて、年金額が全額又は一部支給停止となる場合があります。

「退職共済年金(経過的職域加算額)」については、組合員として在職の間は全額支給停止となりますが、それ以外の間は民間企業等に在職中であっても、全額支給されます。

なお、組合員として在職中の方が受給権発生後、退職(組合員資格を喪失)したときには、受給権発生時から退職するまでの組合員期間と標準報酬月額等を追加算入し再計算をする「退職改定」が行われます。

また、共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として平成27年10月に創設された「退職等年金給付」については、原則、65歳からの支給となりますので、65歳到達時に請求していただくこととなりますが、65歳到達時に組合員として在職中の方は退職後の請求となります。

このほか、受給権発生時に、遺族の年

金や障害の年金を受給中の場合、原則として、いずれか一つの年金を選択することになりますのでご注意ください。

(注1)平成27年9月までの組合員期間及び平均給与月額等に応じて算出される共済年金独自の年金

(注2)一定条件に該当する特定消防組合員の支給開始年齢は、一般組合員の移行スケジュールより6年遅れとなっています。

退職届書の提出について

退職により組合員資格を喪失するときには、「退職届書」を所属所経由でご提出ください。

なお、退職後、住所・氏名を変更する場合は、必ず共済組合年金係にご連絡ください。

障害の状態にある方の特例について

障害の状態にある方については、障害厚生年金や老齢厚生年金の障害者特例の制度がありますので所属所の共済組合事務担当課(係)又は共済組合年金係へご相談ください。

なお、障害の程度については、障害者手帳の等級とは異なりますのでご注意ください。

障害年金については、14ページをご参照ください。

再就職先で雇用保険に加入する皆さまへ

65歳未満の老齢厚生年金受給者が失業給付を受給した場合、受給している間は、失業給付の額にかかわらず、老齢厚生年金は全額支給停止となります。

一方、退職共済年金(経過的職域加算額)は全額支給されます。



貯金事業

年利1.0%

(税引後0.79685%)

令和3年3月1日現在

共済貯金は、退職後に共済組合の**任意継続組合員**となった場合に限り、**現職のときと同様に引き続きご利用いただけます**。預入は「臨時増額貯金払込書」により共済貯金払込取扱金融機関から振込みを行うことで、払戻は「共済貯金払戻請求書」を共済組合へ提出することで、ご利用いただけます。共済貯金払戻請求書の受付締切日及び送金予定日については、共済組合ホームページに掲載の「共済貯金払戻スケジュール」をご覧ください。

なお、退職後は定例貯金(毎月貯金・賞与貯金)のご利用ができなくなりま**すので、毎月貯金・賞与貯金それぞれの中止届(変更届)の提出が必要です**。

また、現在口座をお持ちでない方も新たに加入いただけますので、退職金の運用先としてご利用ください。

任意継続組合員にならない場合又は**任意継続組合員でなくなった場合は解約**していただくこととなります。「共済貯金解約請求書」をご提出ください。

なお、解約金の送金については、順次

送金いたしますが、各月下旬に解約請求書を提出された場合は、当月内での送金に間に合わない場合がありますのでご了承ください。



貸付事業 物資供給事業

退職後のご利用はできません(任意継続組合員**でもご利用できません**)。なので、退職するときに貸付又は物資供給事業の未償還金が残っている場合は、退職金から控除させていただきますこととなります。

保健事業

退職後の保健事業について

退職後は、人間ドック等利用助成などの**保健事業はご利用できません**。ただし、**任意継続組合員**となった場合は、**特定健康診査・特定保健指導のみご利用できます**。

毎年6月上旬に、「特定健康診査受診券」を送付しており、「特定保健指導利用券」については、特定健康診査の結果で対象となられた方にのみ随時送付しています。

なお、特定健康診査・特定保健指導ともに**無料**で受けることができますので、ぜひご利用ください。



住所変更の届出を お忘れなく！

共済組合では、組合員や被扶養者の皆さまへの重要なお知らせを組合員のご自宅に直接送付することがありますので、転居された場合は、郵便局にて転送手続を済ませ、共済組合事務担当課を経由して速やかに住所変更届出を提出してください。

また、変更後の住所を、証の裏面「住所」欄の2行目以降に記入してください。(余白がない場合は再交付を行います。)

【自宅へ直送する事例】

- ・ねんきん定期便 (毎年誕生日)
- ・退職等年金給付残高通知書 (毎年5月頃)
- ・特定健康診査受診券 (毎年6月頃)
- ・特定保健指導利用券 (随時)



年金者連盟からのご案内

年金請求待機者になられたらぜひ年金者連盟にご加入ください!!

年金者連盟とは…

「愛媛県市町村職員年金者連盟」は、愛媛県市町村職員共済組合の組合員であった方で、全国市町村職員共済組合連合会から年金を受給され、年金者連盟に加入された方を会員とする団体です。

また、年金請求待機者の方も連盟活動に参加(会費免除)して頂けます。

年金者連盟は、年金受給者の退職後における会員相互の親睦と経済生活の向上(年金改善運動)を目的に昭和43年に設立され、現在の会員数は8000余名となっており、県内郡市による18支部と分会に分かれて活動しています。

主な活動と事業

- ①各支部(又は分会)の総会開催時の年金制度改正の説明や年金相談
- ②年金受給者の処遇改善の要望を全国の連盟と共に実施
- ③会員の金婚・長寿(古希・喜寿・米寿・白寿)の慶祝と弔慰金の給付
- ④「連盟だより」の年2回発行
- ⑤団体傷害保険・団体疾病保険・団体介護保険・がん保険の斡旋など

連盟の会費と加入方法

- 会費の額
年金額に応じ年間5000円～50000円
- 会費納入方法
毎年4月の年金支給期に年金から控除
- 加入方法
「年金者連盟加入届」に住所・氏名等を記入捺印のうえご提出ください。



お問い合わせ

ご不明な点や詳細は、共済組合事務担当課、又は、愛媛県市町村職員年金者連盟

☎089(921)5651まで

医療機関の適正受診にご協力ください!

医療機関を受診するとき、一人一人がルールやマナーを守っていれば医療費の削減ができる上、医療現場の負担も軽減されます。いざというときに、必要としている人が安心して医療を受けられるように、適正受診を心掛けましょう。



受診上手の

6つの心掛け

かかりつけ医を持ちましょう

日頃から病歴や健康状態を把握してもらっている「かかりつけ医」がいれば、あなたに合った治療・アドバイスが受けられます。また、必要に応じて大病院や専門医を紹介してもらえます。

重複受診はやめましょう

同時期に同じ病気で複数の医療機関にかかると、受診のたびに初診料などがかかる上、何度も検査や処置・投薬などを行うので、医療費がかさみ、また体に負担もかかります。



時間外・休日・夜間の安易な受診は控えましょう

時間外・休日・夜間の診療には、通常の料金に規定の「割増料金」が加算されます。急病などやむを得ない場合を除き、平日の日中に受診しましょう。

時間外	おおむね8時前と18時～22時、 休診日、土曜日の正午以降
休日	日曜日、祝日、12月29日～1月3日
深夜	22時～6時



大病院志向はやめましょう

医師からの紹介状なしで大病院*にかかると、原則として、自己負担に加え「定額負担」が必要になります。定額負担の額は、初診 5,000 円(歯科 3,000 円)、再診 2,500 円(歯科 1,500 円)が最低金額です。まずは、かかりつけ医を受診しましょう。

*特定機能病院および病床規模が 400 床以上ある病院

薬局を上手に活用しましょう

どの医療機関にかかったときも同じ「かかりつけ薬局」で薬歴や体質、アレルギー歴などを把握してもらっていれば、薬の重複や飲み合わせの可否などを確認してもらえます。また、飲み残した薬がある場合は、薬剤師に相談しましょう。



1人に一冊!

お薬手帳の活用法

処方された薬を記録してもらうだけでなく、自分で服薬後の体調の変化や市販薬・サプリメントなどの服用歴も記入しておく、医師や薬剤師に相談しやすく便利。常時携帯すれば災害時などにも役立ちます。

ジェネリック医薬品に切り替えてみましょう

医療機関や薬局で支払う自己負担金は医療費の一部であり、残りは医療保険者が負担しています。新薬より安価なジェネリック医薬品を使うことで、私たちが支払う薬代の負担だけでなく、医療保険者の負担も削減できます。

さらに

こんなことも医療費削減につながる!

- 医療機関を受診したら、明細書と領収書で診療内容や費用を確認しましょう。日頃から医療や医療費に関心を持つことで、適正な受診行動へとつながります。
- 病気の早期発見・早期治療、重症化予防のためにも、健診は毎年必ず受け、結果を確認しましょう。

メタボ脱出レポート

令和元年度 特定保健指導の実施結果を報告します!!

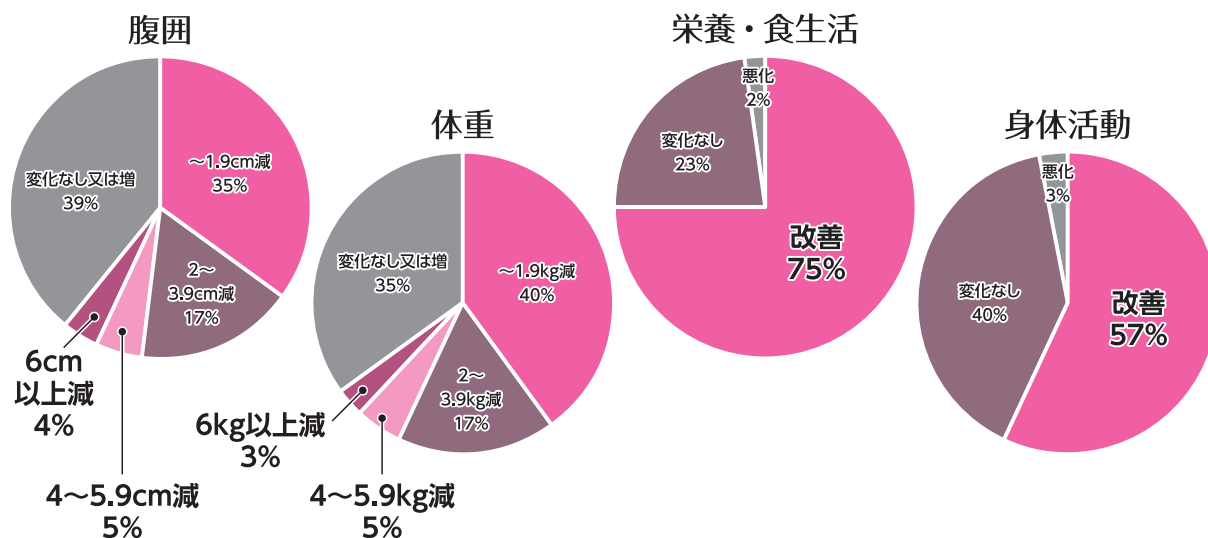
令和元年度の健診結果を階層化し、特定保健指導の積極的支援又は動機付け支援に該当したため、共済組合又は共済組合が委託する特定保健指導実施機関の保健師や管理栄養士等が実施する3か月以上の生活習慣見直しのためのサポート(特定保健指導)を受けた方たちの結果についてご報告します。

健診時と比較して..

- 腹囲.....約**61%**の方が改善
- 体重.....約**65%**の方が改善
- 栄養・食生活...約**75%**の方が改善
- 身体活動.....約**57%**の方が改善

2019 脱メタボグランプリ

腹囲 **13.1cm減** 体重 **19.7kg減**



特定保健指導は生活習慣の改善をサポートするものです。特定保健指導に該当した場合には、無料で当該保健指導を受けることができますので、ぜひご利用ください。

特定健康診査受診券又は特定保健指導利用券が届いた 家族(被扶養者)の皆さまへ

共済組合では次のいずれかを満たす被扶養者を対象に**図書カード(1,000円分)**を進呈しています。

① 特定健康診査受診券を使用せず、パート先等で受診した令和2年度の健康診断の結果を共済組合にご提供いただいた方(必要書類:受診券、健康診断の結果(写)、質問票)

② 特定保健指導を利用し、3か月以上の継続的な支援を受け終了した方

詳しくは、本紙令和2年7月号(Vol.310)又は当該受診券等の送付文書をご覧ください。

保健課からのお知らせ

新

婚・銀婚利用助成及び永年勤続利用助成について、令和2年3月31日をもって廃止しました。ただし、令和2年3月31日までに下表の利用条件に該当していた組合員は、令和3年3月31日までの経過措置として、その利用条件に該当している間は助成を受けることができます。詳しい内容につきましては、ホームページでご確認ください。

区分	対象者	条件	助成内容
新婚・銀婚利用助成	組合員及び配偶者	①結婚1年未満の者 ②結婚25年目の者 ※どちらも夫婦で1回限りの利用	えひめ共済会館に 無料で1泊できる (2食付)
永年勤続利用助成	組合員	勤続25年以上の組合員(既婚者を除く。) ※1回限りの利用	

福

祉施設利用助成対象施設について、令和2年4月1日から見直しました。見直し後の当該助成対象施設は、公務員共済グループの施設や愛媛県内の公営宿泊施設となります。

なお、**公務出張により宿泊料が支給される場合は、助成の対象外**となります。福祉施設利用助成対象施設につきましては、ホームページ(右のQRコードからアクセスできます)でご確認ください。(http://www.ehime-kyosai.jp/s_map/index.html)



区分	対象者	条件	助成内容
福祉施設利用助成	組合員及び被扶養者	指定施設で宿泊する。(連泊は7日まで)	1人1泊1,000円

令

和3年度の間人ドック等利用希望者の募集については、10,761人の方に申込みいただきました。申込内容に基づき、健診機関と調整を行っていますが、健診機関の利用枠の状況により、第二希望の申込内容で決定する場合があります。

なお、この場合、第二希望の申込みをしていない方は、人間ドック等をご利用になれませんのでご了承ください。

また、**申込後の健診機関及び利用区分(コース)の変更はできません。**

利用決定者には、事前に「人間ドック等利用券」を所属所経由で配付しますので、**利用券に記載の注意事項等を必ず読んでください。**

健診機関に利用券の提出がない場合は、人間ドック等利用助成を受けることができませんので、紛失しないよう大切に保管してください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、健診機関によっては、人間ドック等の2日日程の中止や一部の検査を中止する場合がありますのでご了承ください。

人間ドック等の健診結果により特定保健指導の対象となった場合は、必ず特定保健指導をご利用ください。対象となったにもかかわらず、特定保健指導を利用しなかった場合は、助成を受けられないことがありますので、ご注意ください。

この記事についての問い合わせ先

共済組合保健課 厚生係 ☎ 089(945)6318

●養育特例制度とは

3歳未満の子を養育している組合員の方は、短時間勤務の開始や引っ越しによる通勤手当の減少等で標準報酬月額が低くなる場合があります。

この場合、保険料の算定に用いる標準報酬月額が低くなるため納付額が少なくなりますが、年金額の算定に用いる標準報酬月額も低くなるため、将来受け取る年金額が少なくなってしまう。

そのため、組合員からの申出により、養育開始後の標準報酬月額が従前標準報酬月額を下回るとき、年金額の算定においては従前標準報酬月額を適用するという、将来受け取る年金額が少なくなることを避けるための制度です。

●対象者

- 3歳未満の子を養育している組合員の方が対象です。ただし、単身赴任等で子と別居している場合は対象となりません。
- 男女ともに対象となります。
- 「子を被扶養者としている」などの要件はありません。
- 「育児短時間勤務・部分休業を取得している」などの要件もありません。



●適用期間

3歳未満の子の養育を開始した日の属する月から、養育を終了した日の翌日の属する月の前月まで

- 子が生まれたとき
- 子と養子縁組したとき
- 子と同居したとき
- 掛金免除(産休・育休)を終了したとき

※掛金免除(産休・育休)中は適用になりません。
※2年間は遡及することが可能です。



- 子が3歳に到達したとき
- 組合員資格を喪失したとき
- 他の子を養育することとなったとき
- 子の死亡又は子と別居により養育しなくなったとき
- 掛金免除(産休・育休)を開始したとき
- 組合員が70歳に到達したとき

※組合員が70歳以上の場合、退職等年金給付においてのみ特例が適用されます。

●手続方法

開始 共済組合のホームページ等で「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を入手し、必要事項をご記入の上、下記書類を添えて所属所の共済組合事務担当課を経由してご提出ください。

添付書類(提出日から90日以内に発行されたものに限る。)

- 組合員及び当該子の戸籍抄本
- 世帯全員の住民票
- 子を養育することとなった年月日を証する書類(子の生年月日と同じ場合は省略可)

終了 共済組合のホームページ等で「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」を入手し、必要事項をご記入の上、所属所の共済組合事務担当課を経由してご提出ください。

ただし、子が3歳に到達したときや組合員資格を喪失したときは、提出の必要はありません。

このページに関する問い合わせ先

共済組合総務課 総務係 ☎ 089(945)6315

標準報酬月額とは？

第5回

養育特例

年に数回、皆さまのお手元に届く標準報酬決定通知書。
その「標準報酬月額」について連載形式で解説していきます。



ハジメ

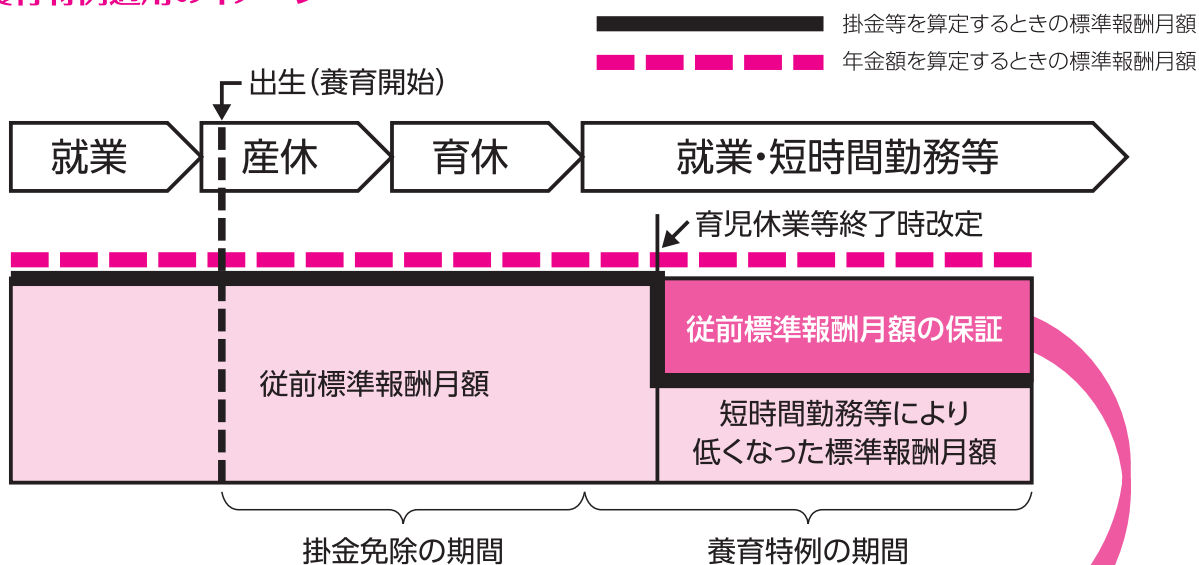
組合員のハジメです。
私には、2歳の子どもがいます。現在、その子に係る育児短時間勤務を取得しているため、取得前の標準報酬月額よりも現在の標準報酬月額が低くなっているのですが、将来受け取る年金額が少なくなってしまうのでしょうか？

3歳未満の子を養育している組合員は、養育開始後の標準報酬月額が養育開始前の標準報酬月額(以下「従前標準報酬月額」という。)を下回るとき、組合員からの申出により、年金額の計算においては従前標準報酬月額が適用される「**養育特例**」制度があります。制度内容や対象者については次のとおりです。



媛共先生

●養育特例適用のイメージ



短時間勤務等により、養育開始後の標準報酬月額が従前標準報酬月額を下回るため、年金額の算定を行うときは差額が保証されます。

※標準報酬月額が低くなっていなくても「3歳未満の子を養育する旨の申出書」の提出は可能です。

※組合員資格を取得する前に厚生年金被保険者期間がある方は、資格取得前の標準報酬月額を用いて養育特例を適用できる場合がありますので、所属所の共済組合事務担当課へご相談ください。

就職シーズン

被扶養者の取消手続きをお忘れなく！

今年度も残すところあと1か月となり、卒業、進学、就職など、被扶養者に異動が多い時期となりました。被扶養者の方に異動が生じた場合は、認定・取消等の手続きが必要となります。年度が替わる忙しい時期、異動手続きを忘れがちになりますので、異動手続きの必要があるか下図で確認の上、該当する方は速やかに手続きをお願いします。

就職するとき

被扶養者の取消手続きが必要となりますので、次の書類等を提出してください。

- 被扶養者申告書
- 組合員被扶養者証

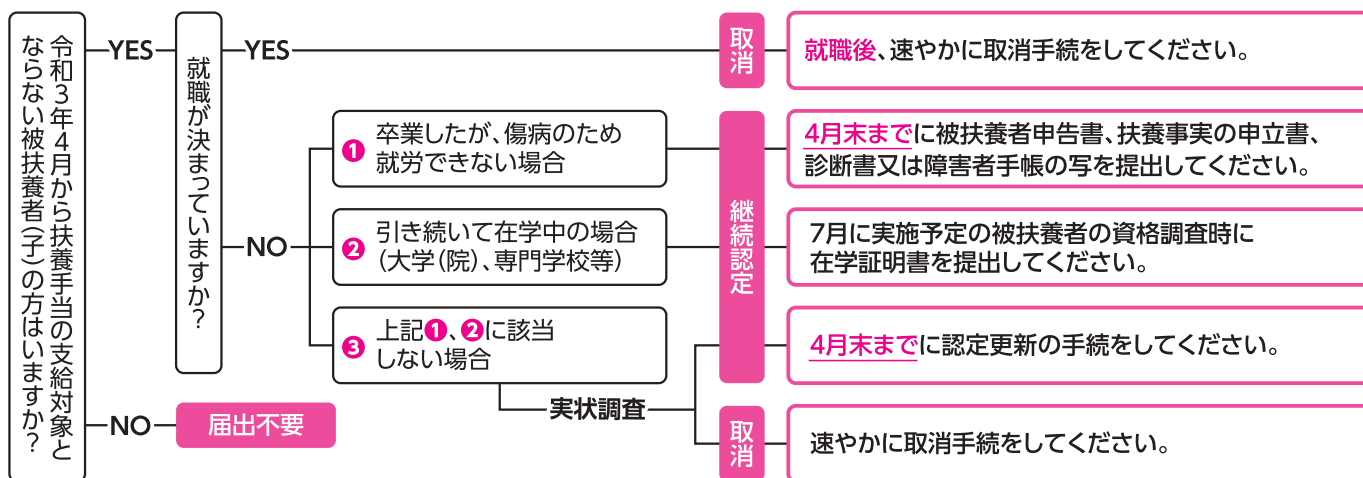
学校を卒業したが就職ができないとき

学校卒業後、就労の意思がありながら就職が決まらなかったため、引き続き組合員の扶養を受ける場合は、被扶養者認定の更新手続きが必要となりますので、次の書類等を4月末までに提出してください。

- 被扶養者申告書
- 扶養事実の申立書
- 組合員被扶養者証

※組合員以外の扶養義務者(共働きしている配偶者等)がいる場合など、右記の書類以外に別途書類の提出を求める場合があります。

扶養の事実・扶養しなければならぬ実状を調査確認した上で、認定の可否を判定します。なお、認定期間については、最長1年間となります。



この記事についての問い合わせ先

共済組合総務課 総務係 ☎ 089(945)6315

被扶養者を遡及して資格取消したときの医療費返還について

被扶養者の取消後は、組合員被扶養者証を使用して医療機関を受診することはできません。取消手続きをするまでの間に被扶養者証を使用して医療機関で保険診療を受けた場合には、取消日に遡って共済組合が負担した医療費を全額返還していただくことになります。

医療費は医療機関が作成するレセプトに基づいて算出しますが、その診療内容を社会保険診療報酬支払基金等の審査支払機関で審査するため、共済組合から医療費の返還請求をするまでに3か月以上かかります。

共済組合へ返還した医療費については、被扶養者が新たに加入した健康保険に請求すると返還額相当額(家族療養費附加金、事務費を除きます。)が給付されますが、遡及した期間が長いとその返還額が高額になる場合があります。一時的な支払いとはいえ金銭面の負担が大きくなります。

被扶養者の取消後に被扶養者証を使用して医療機関を受診すると、医療費返還のため金融機関に出向かなければならないことや、新たに加入した健康保険に給付金の請求手続きをすることなど事務的な負担も生じるため、日ごろから被扶養者の収入額等を把握しておき、取消手続きが遅れることのないようにしましょう。

■医療費返還の納付書が届いたら…

医療費返還請求の納付書が届きましたら指定された返還期限内に医療費を返還してください。

入金確認後、共済組合からレセプトを送付しますので、納付書の控えとともに新たに加入した健康保険に給付金の請求手続きを行ってください。

入学・修学貸付受付中です

貸付利率
年**1.26%**(変動金利)※

共済組合では、組合員又は被扶養者(共済組合の被扶養者の認定を受けていない子を含む。)の入学・修学に必要な資金の貸付(入学貸付・修学貸付)を行っています。貸付の**申込時期**は**3月～4月**です。**5月以降**は、**貸付額が制限**される場合や**貸付できない**場合がありますので、利用を希望される方は、お早めに所属所の共済組合事務担当課(係)へお申し出ください。

	入学貸付	修学貸付
貸付事由	入学時に要する諸費用 ● 入学金、教科書代、授業料等 ● 敷金礼金等 ● 家具・家電(下宿の場合) ● 制服等	修学(進学・進級)に要する諸費用 ● 当該年度分(※)の授業料、通学費用 ● 家賃 ※秋季入学等のケースについては進級又は卒業までの最長1年分(9月進級のときは8月分まで)となります。なお、申込時期は必要とする時期の2か月前からとなります。
限度貸付額	給料月額6か月分以内 (200万円を超える場合は200万円) ※1万円単位	修業年限の年数に相当する月数1月につき15万円以内 ※1万円単位
貸付利率等	<ul style="list-style-type: none"> ● 貸付利率は、年1.26% ※貸付利率は、地方公務員等共済組合法第77条第4項に規定する基準利率の変動に伴い変動します。 ● 修学貸付は修業期間中、入学貸付は申し出があった場合に、修業年限を限度として元金の償還が据置かれます。(元金据置期間中は利息分のみの償還になります。)なお、任期に定めのある組合員(特別職・会計年度任用職員等)は、決定月の翌月からの償還となります。 ※修学貸付は、申出により、修学終了を待たずに償還を開始することができますが、翌年度以降、修学貸付の増額貸付が受けられなくなりますのでご注意ください。 ※留年分の学費は修学貸付の対象とはなりません。(普通貸付はお申込いただけます。) ● 毎月の償還額(他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。)が給料月額の30%を超える場合、又は年間の償還額(他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。)が年収の30%を超える場合は、貸付を受けられません。 ● 制度の詳細については共済組合ホームページをご覧ください。その他ご不明な点は、共済組合貯金貸付係又は所属所の共済組合事務担当課までお問い合わせください。 	

マイカー購入は共済組合で
―物資供給事業のご案内―

年利**1.9%**※(変動金利)

物資供給事業契約業者(指定店)では、共済組合の立替払いで自動車等の生活必需品が購入できます(上限200万円)。

償還(返済)方法は、支払い忘れのない給与控除で、給料からは60回以内、賞与からは立替金額の半分以内でそれぞれ自由に返済期間の設定ができます。

また、組合員割引を実施している指定店もございますので、ご利用をご検討ください。

なお、事業の詳細及び指定店名簿、割引内容につきましては、共済組合ホームページをご覧ください。

年利**1.9%**※(変動金利)

―物資供給事業のご案内―

※令和3年3月1日現在

■物資指定店(追加・変更・取消)

区分	年月日(変更は届出日)	指定店名	所在地	電話番号	取扱商品
取消	R3.1.31	(株)ドライブ	伊予郡松前町東古泉571-2	(089)994-8370	自動車

このページについての問い合わせ先 **共済組合経理課 貯金貸付係 ☎ 089(945)6316**

在職中の障害厚生(共済)年金について

被用者年金一元化(平成27年10月)前は、障害共済年金の受給権者が組合員である場合は、「給与+障害共済年金の額」に応じて障害共済年金の全部又は一部が支給停止されていましたが、**一元化以降は、組合員又は厚生年金の被保険者等である場合であっても障害厚生(共済)年金が支給されます(組合員である間については職域部分(3階部分)は支給停止されます。)**。

組合員である間に初診日(注1)のある傷病が原因となって、障害認定日(注2)において、障害等級が1級、2級又は3級に該当する程度の障害の状態(注3)にあるとき、共済組合が障害厚生(共済)年金を決定(注4)します。

障害厚生(共済)年金の請求を行える障害の状態にあるか不明な場合は、共済組合にご相談ください。

(注1) 初診日とは、その傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいいます。

(注2) 障害認定日とは、初診日から起算して1年6か月を経過した日をいいます。ただし、その傷病が治ったとき、又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至ったときは、初診日から1年6か月を経過しなくても、その日が障害認定日になります。

〈例〉①人工透析を初めて受けた日から起算して3か月を経過した日 ②人工骨頭又は人工関節をそう入置換した日
③心臓ペースメーカー又は人工弁を装着した日 ④人工肛門又は新膀胱を造設した日、尿路変更術をした日
⑤肢体を切断又は離断した日 ⑥喉頭全摘出した日

ほかにも該当する場合がありますので、気になる方は共済組合にお問い合わせください。

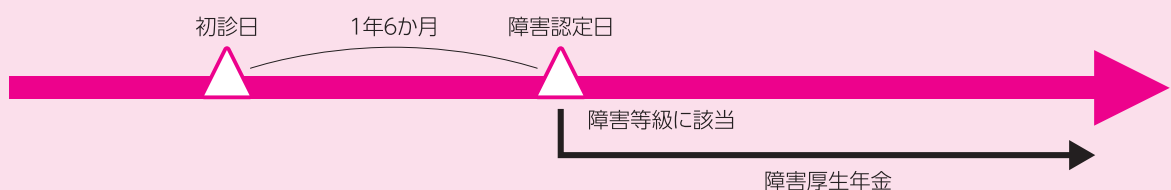
(注3) 障害等級1級から3級に該当する程度の障害の認定基準の目安は次のとおりとなります。

1級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状で、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のもの
2級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状で、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働による収入を得ることができない程度のもの
3級	労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

(注4) 初診日が一元化以降の場合、障害厚生年金のみの決定となります。

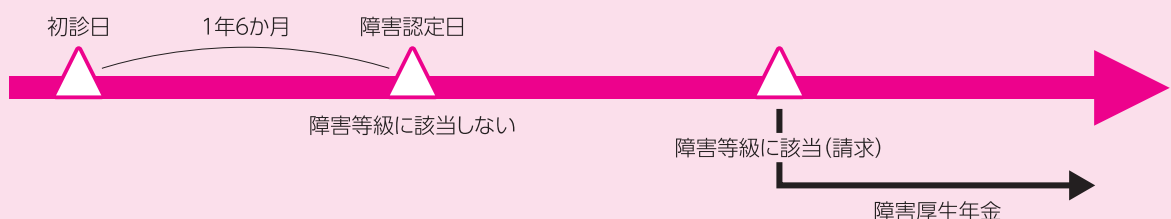
請求事例1 障害認定日による請求

組合員期間中に初診日があり、かつ障害認定日において、障害等級1～3級に該当すると認定されたとき



請求事例2 事後重症制度による請求

組合員期間中に初診日があり、かつ障害認定日時点では、障害等級1～3級に該当しなくても、**65歳に達する日の前日までの間に**、その傷病により3級以上に該当すると認定されたとき



このページについての問い合わせ先

共済組合年金課 年金係 ☎ 089(945)6317



えひめ共済会館の 新型コロナウイルス対策

WITHコロナの時代
安全で安心な空間をご提供します。

1 職員の健康管理を徹底

- マスクの着用及び出勤前の検温を徹底しています。
- 定期的な手洗い・消毒を励行しています。

2 清掃・消毒を強化

- 手指消毒用アルコールを各フロアに設置しています。
- 館内の消毒・除菌・換気を定期的を実施しています。
- 各会議室及び宿泊室に空気清浄機を設置しています。
- ドアノブやマイクなど不特定多数の方が直接接触する物は消毒を強化しています。

3 会議又は会食で会議室をご利用時の対応

- ご利用人数に合わせたゆとりあるレイアウトをご提案します。
- 飛沫感染防止のためのアクリル板を無料で貸し出します。
- 非接触型体温計を無料で貸し出します(数に限りあり)。
- 会食時、ウェイターは、フェイスガード及び手袋を着用します。

4 レストランをご利用時の対応

- お席に飛沫感染防止のためのアクリル板を設置しています。
- 夕食の混雑時には、会場を別にご用意し、ソーシャルディスタンスの確保に努めます。
- ビュッフェ形式の朝食には、マイトングをご用意します。

5 宿泊時における対応

- フロントに飛沫感染防止シートを設置しています。
- 宿泊者全員に対しチェックイン時の検温を実施します。
- 共同浴場の同時利用人数を制限しています。
- ロビーの換気に努めます。



各階エレベーター前に手指消毒用アルコール設置



会議室にアクリル板設置(無料貸出)



レストランお席にアクリル板設置



フロントに飛沫感染防止シート設置



チェックイン時に検温を実施

四季の伊予路プラン 春

宿泊と夕・朝食をセットにした
お得なプランです。

※朝食はバイキング形式となります。



～お品書き～

- | | |
|------|-----------------|
| 前菜 | ホテルイカと菜の花の酢味噌和え |
| 造り | 三種盛り(鯛・鮪・鰯) |
| 焼物 | 鱈の西京焼き |
| 肉料理 | 甘とろ豚のグリル |
| 揚げ物 | 小海老と新玉葱のかき揚げ |
| 食事 | 筍と春の山菜の炊き込みご飯 |
| デザート | 季節のフルーツとミニケーキ |

ご予約
承り中

1泊2食付 **7,100円** コース(税込)
(期間:令和3年3月1日～5月31日)

※上記以外にも各種料理をご予算に合わせてご用意させていただきますのでお気軽にお問い合わせください。

ご予約・お問い合わせは

えひめ共済会館

〒790-0003
松山市三番町5丁目13-1

TEL 089-945-6311
FAX 089-945-6322

【ホームページアドレス】
<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>
【Eメールアドレス】
e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp



表紙によせて

新居浜選鉱場跡
住友山田社宅跡

(新居浜市星越町)

新居浜選鉱場は大正14年に完成し、別子銅山の選鉱を行ってきた。現在は役目を終え、建物は取り壊されて大規模な石積が残っています。

手前の菜の花畑は、旧山田社宅跡で往時がしのべれます。

丘の上には、銅製錬の煙害克服の歴史を伝えていく施設として四阪島から日暮別邸が移築され、平成30年11月から一日暮別邸記念館として公開されています。



—組合の現況—

(令和3年1月末現在)

- ◎所属所数.....42
- ◎組合員数.....16,307人
 - 男.....9,598人
 - 女.....6,709人
- ◎平均標準報酬月額(短期).....355,755円
- ◎被扶養者数.....15,729人
(含任継.....内122人)
- ◎任意継続組合員.....177人
- ◎年金受給者数.....18,447人